

問題 1 . イ 個人情報保護法の制定・社会的背景

本問は、個人情報保護法制定をめぐる社会的背景についての理解を問うものである。

EU指令は、1995年にEUにおいて出されたもので、加盟国に対し、3年以内に同指令を遵守するために必要な国内法を整備することを求めた。その内容として、EU加盟国は個人データを第三国に移転するには、その第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って行うことができるとされ、EU加盟国以外において、加盟国と個人情報のやりとりをする国はその法整備が必要となった。これは、日本についてもその対象であることから、法整備が急がれた。また、個人情報の流出事故・事件が多発していたが、その防止のために事業者の守るべき義務を定める法律の整備が行われた。個人情報を漏えいした人を罰する法律の制定が進められたのではない。

以上により、問題文Aは正しいが、Bは誤っている。従って、正解は肢イとなる。

問題 2 . イ 個人情報保護法の制定・施行後の経緯

ア正しい。個人情報保護法の制定に際しては、マスコミの取材・報道が阻害され、それらは憲法で保障されている言論の自由に反するものであり、一般国民の知る権利にも悪影響を及ぼすのではないかと懸念され、出版社やマスコミ等の反発により、2002年12月、2年近くに渡る審議の上、法案は一度廃案となった。従って、本記述は正しい。

イ誤り。個人情報保護法に対し、各省庁がその所管となる分野について指針やガイドラインを作成しており、経済産業省が作成した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」、厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」、金融庁が作成した「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等がある。しかし、これらのガイドラインは、個人情報保護法公布の1年後から順次公表された。従って、本記述は誤っている。

ウ正しい。個人情報の保護に関して、個人情報保護法の成立以前においても、各地方公共団体が制定した条例が存在していたが、保護法施行後は、その基本法部分にもとづいて、一部改定されるとともに、制定されていなかった地方公共団体においても新たに制定され、現在では全都道府県・市区町村において個人情報保護条例が定められている。従って、本記述は正しい。

エ正しい。個人情報保護法は、1章から3章までの基本法部分と、4章から6章までの一般法部分に区分される。前者は、公的機関と民間の事業者等との両者に共通した基本法であり、公布と同時に施行された。後者の一般法部分は、その施行時期は政令で定めるとされ、「個人情報の保護に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令506号）」によってその時期は、2005年4月1日とされた。従って、本記述は正しい。

問題 3 . エ OECD 8 原則

ア正しい。OECD 8 原則とは1980年OECD（経済協力開発機構）理事会で採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのOECD理事会勧告」（いわゆる「OECDガイドライン」）において、各加盟国に対して個人情報保護法制の内容に反映させることを求めた原則をいう。同原則は、1970年代ごろから各国が法制度を整備していたものの、整合性や一貫性がなく、その違いが国際間での情報流通の妨げになるおそれを考慮して定められた。従って、本記述は正しい。

イ正しい。OECD加盟国は現在30か国あり、EU加盟国19か国のほか、日本、アメリカ、オーストラリア等も含まれる。従って、本記述は正しい

ウ正しい。OECD 8 原則とは、1980年に採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」の中に示されている原則のことをいう。従って、本記述は正しい。

エ誤り。OECD 8 原則を採択したOECDとは経済協力開発機構のことである。従って、本記述は誤っている。

問題4 . イ SMS適合性評価制度

- ア正しい。ISMS適合性評価制度は、プライバシーマーク制度と同様にJIPDEC（財団法人日本情報処理開発協会）によって運営されている。従って、本記述は正しい。
- イ誤り。認証取得は、業種や組織の規模に条件を設けていない、また、法人化されているか否かにかかわらず、取得単位も事業者全体に限らず、部門や組織、プロジェクト単位での取得も可能である。従って、本記述は誤っている。
- ウ正しい。ISMSは、イギリスの情報セキュリティ管理システム認証基準であるBS7799-2に基づいて策定された独自のISMS認証基準が設けられていたが、その後BS7799-2が国際基準としてISO化され、さらにそのISO/IEC 27001:2005がJIS化されたJIS Q 27001:2006に認証基準が移行した。従って、本記述は正しい。
- エ正しい。プライバシーマーク制度が情報資産のうち個人情報に特化した保護とセキュリティを対象とするのに対し、ISMSは情報資産と情報セキュリティ対策全般を取り扱っており、組織が保護すべき情報資産すべてを保護の対象としている。従って、本記述は正しい。

問題5 . ウ JIS Q 15001・プライバシーマーク制度他

- ア誤り。プライバシーマーク制度は、JIS Q 15001に適合した個人情報保護マネジメントシステムを構築し、個人情報の取扱いを適切に行っている事業者を第三者の立場で客観的に評価・認定するものである。JIS Q 15001は日本独自の規格であり、国際的な整合性は特に考慮されていない。従って本記述は誤っている。
- イ誤り。付与されたプライバシーマークの有効期間は2年であり、取得後も2年ごとの更新を行わなければならない。その際は継続使用料が必要であり、あらためて審査を受ける必要があることは正しい。従って、本記述は誤っている。
- ウ正しい。プライバシーマーク制度は、個人情報の取扱いに関して適正な保護措置を行う体制を整備している民間の事業者等に対し、これを証するマークとしてプライバシーマークを付与し、その事業活動に際して、同マークの使用を認定する制度をいう。従って、本記述は正しい。
- エ誤り。プライバシーマーク制度は、その事業者がJIS Q 15001に適合しているかどうかを評価する制度である。1999年に制定されたが、その後、個人情報保護法との整合性などを考慮し改正された。ただしその時期は個人情報保護法全面施行の翌年2006年である。従って、本記述は誤っている。

問題6 . イ 個人情報保護法施行後の状況

- ア正しい。経済産業分野における個人情報保護に関するガイドラインは、2007年3月および2008年2月に改正が行われた。これらは、委託先等から大規模・重大な個人情報漏えいを引き起こした事案の発生を受け、類似する事案を防止するための改正や、過剰反応に対応するための内容が加えられている。従って、本記述は正しい。
- イ誤り。日本ネットワークセキュリティ協会の調査報告書によると、個人情報の漏えい原因は、誤操作や紛失・置忘れなどの人為的ミスがその半数以上を占めるとされている。従って、本記述は誤っている。
- ウ正しい。「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」（平成19年6月国民生活審議会）においては、各省庁において策定されている個人情報保護に関する事業分野ごとのガイドラインについて、「複数のガイドラインが適用される事業者があることにも留意しつつ、政府において、ガイドラインの共通化について必要な検討を行っていくべきである。」と指摘された。従って、本記述は正しい。
- エ正しい。個人情報の保護に関する基本方針は、個人情報保護に対する過剰反応などに対応するため、2008年4月に内容が一部変更された。従って、本記述は正しい。

問題7 . イ 時事問題

法53条1項は、内閣総理大臣は、関係する行政機関の長に対し、個人情報保護法の施行状況について報告を求めると定め、2項は、内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする定めている。

また、内閣府から公表された「平成19年度における個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要」による

と、平成19年度は、主務大臣により、個人情報取扱事業者に対して「報告の徴収」が83件実施され、認定個人情報保護団体に関しては、報告の徴収は1件実施された。

以上により、問題文Aは正しいが、Bは誤っている。従って、正解は肢イとなる。

問題8 . ウ 時事問題

- ア正しい。2009年7月に発表された生命保険会社から約13万件の個人情報が漏えいした事件では、実際、漏えいしたクレジットカード番号情報を利用して不正利用され、クレジットカード会社に照会があった形跡が報告されている。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。2009年4月に発表された証券会社の社員が約150万人分の顧客情報を持ち出し、約5万人分を名簿業者に売却した事件について、2009年6月、金融庁から金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令及び個人情報保護法第34条第1項にもとづく勧告が行われた。従って、本記述は正しい。
- ウ誤り。2008年11月に起きた、県立高校に在籍した生徒11万人分の個人情報が漏えいした事件は、当初Winnyによって漏えいしたもので、漏えい元となった委託先会社の処置により、一旦ネットワーク上から消去できたが、その後、再度ファイル交換ソフトネットワークで情報が拡散していることが確認された。そこへ再掲載した者は特定され、2009年7月、著作権法違反容疑で逮捕された。従って、本記述は誤っている。
- エ正しい。2009年1月に発表された情報処理関連独立行政法人の職員のWinnyがインストールされた私用パソコンからウイルスによって個人情報が漏えいした事件は、過去に勤務していた会社で受託していた業務情報や大手百貨店の従業員6,300名の個人情報などが漏えいしたものである。このように過去に在籍し、すでに退職した者から個人情報が漏えいした事件が報告されている。従って、本記述は正しい。

問題9 . エ 個人情報保護法総論

- ア正しい。法7条1項は、政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針を定めなければならないとしている。この規定に基づき、個人情報の保護に関する基本方針が策定されている。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。個人情報保護法は、罰則規定があるが、それは個人情報の漏えいそのものを処罰するものではなく、漏えいするに至った安全管理措置の不十分さや、不正な個人情報の取得などに対して、行政処分や罰則が規定されている。従って、本記述は正しい。
- ウ正しい。個人情報保護法は、1章から3章までの基本法部分と、4章から6章までの一般法部分に区分することができる。前者は、公的機関と民間の事業者等との両者に共通した基本法としての役割を担っており、後者は、その下に位置づけられるべき一般法のうち、民間事業者等を適用対象とする部分に限定した規定となっている。従って、本記述は正しい。
- エ誤り。個人情報保護法は2003年に成立した。その1章から3章までは公布日に即日施行されたが、個人情報取扱事業者の義務等に関する4章等は、政令により2005年4月1日に施行されることとなった。従って、本記述は誤っている。

問題10 . エ 個人情報保護法関連法令

- ア正しい。個人情報の保護に関する法律施行令(政令第507号)第2条個人情報取扱事業者から除外される者として、「法第2条第3項第5号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の合計が過去6月以内のいずれの日においても5,000を超えない者とする」とされている。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。個人情報保護法7条1項に基づき「個人情報の保護に関する基本方針」を2004年4月に閣議決定され公表された。従って、本記述は正しい。
- ウ正しい。1988年に制定されていた行政機関の個人情報保護法は、2003年の個人情報保護法公布にあわせ、全面的に改正された。従って、本記述は正しい。
- エ誤り。独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は個人情報保護法を同時に公布された。この法律は個人情報保護法とは独立して存在するが、個人情報保護法の基本法部分に基づいて内容策定がなされており、関連性は強い。従って、本記述は誤っている。

問題11. ア 個人情報保護法の目的

個人情報保護法1条では「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と定めている。個人の権利利益の保護だけでなく、個人情報の有用性つまり有効利用の調和を図ることが求められている。

以上により、問題文A、Bともに正しい。従って、正解は肢アとなる。

問題12. エ 個人情報保護法の基本理念

個人情報保護法3条では「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」とされている。

以上により、適切な用語の組合せは、a：人格尊重、b：慎重に、c：適正な取扱いとなり、正解は肢エとなる。

問題13. ウ 個人情報（法2条1項）

A 誤り。「個人情報」は、プライバシー情報も含まれるが、公開されている情報や、自ら公開した情報なども含むため、必ずしもプライバシー情報とは一致しない。従って、本記述は誤っている。

B 誤り。法2条1項の「生存する個人」は、日本国民に限らず、外国人も含まれるとされるので、特定の外国人に関する情報も、「個人情報」に当たり得る。従って、本記述は誤っている。

C 正しい。「個人情報」には、氏名・性別・生年月日等の基本情報だけでなく、特定個人の病歴・趣味・学歴等の属性的な情報も含まれる。従って、本記述は正しい。

以上により、問題文Cのみが正しいため、正解は肢ウとなる。

問題14. ウ 個人情報（法2条1項）

A 正しい。個人情報保護法では、「個人情報」とは、法2条1項で、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいうと定めている。個人情報の対象を「生存する個人」に特定されているので、故人に関しては対象としていない。従って、本記述は正しい。

B 正しい。個人情報保護法では、防犯カメラに記録された、本人が判別できる映像情報は、「個人情報」に当たる可能性があるとしてされている。従って、本記述は正しい。

C 誤り。法2条1項は、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと定義されている。携帯番号は、特定の個人のものとして識別できる状態であれば個人情報となるが、番号そのものだけでは、通常特定の個人が識別できないので個人情報とはならない。従って、本記述は誤っている。

以上により、問題文Cのみが誤っているため、正解は肢ウとなる。

問題15. ウ 個人情報データベース等

ア 誤り。法2条2項2号、政令507号1条によると、「個人情報データベース等」を、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体で、目次、索引その他検索を容易にするためのものと規定しており、携帯電話中の電話帳に、メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合には、「個人情報データベース等」に当たる。従って、本記述は誤っている。

- イ誤り。コンピュータ処理されていない手書きの名簿でも、五十音順に並べられ容易に検索可能な状態に構成してあれば、「個人情報データベース等」に当たる。従って、本記述は誤っている。
- ウ正しい。氏名、住所、企業別に分類整理されている人名録は、その中に掲載されている特定の個人の数、個人情報取扱事業者の要件に係る特定の個人の数に算入しないものとされているが、「個人情報データベース等」の定義には当てはまる。従って、本記述は正しい。
- エ誤り。名刺の情報を業務用パソコンの表計算ソフト等を用いて入力、整理し、他の従業員等によっても検索できる状態にしているものであれば、「個人情報データベース等」に当たり、そのパソコンが従業員個人の所有物であっても当てはまる。従って、本記述は誤っている。

問題16. ウ 個人情報取扱事業者（法2条3項）

- ア誤り。法2条3項は、「個人情報取扱事業者」を、個人情報データベース等を事業の用に供している者と定義している。「事業の用に供している者」とは、その事業が営利目的であるか非営利目的であるかにかかわらず。従って、本記述は誤っている。
- イ誤り。法2条3項の「個人情報取扱事業者」の定義の中の、「事業の用に供している者」とされる「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ一般社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。また、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても個人情報取扱事業者に該当し得るとされている。従って、本記述は誤っている。
- ウ正しい。法2条3項で、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」から除外される者として、地方公共団体が挙げられている。そして、東京都の特別区は、特別地方公共団体に当たり（地方自治法1条の3第1項・3項、281条1項）、東京都の特別区は「個人情報取扱事業者」に当たるとはならない。従って、本記述は正しい。
- エ誤り。「個人情報取扱事業者」の定義における個人情報の内容について、顧客等の事業者外部の者についての情報か、従業員等事業者内部の者についての情報かを問わない。従って、本記述は誤っている。

問題17. イ 個人データ・保有個人データ（法2条4～5項）

- A正しい。法2条5項は、「保有個人データ」について「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のもの」と定義している。従って、本記述は正しい。
- B誤り。法2条5項、個人情報の保護に関する法律施行令4条。法2条5項は「個人データ」のうち「保有個人データ」に当たるものを示しているが、「1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの」については除外する旨を規定している。これを受けた個人情報の保護に関する法律施行令4条はその期間を「6月」としている。ただし、その保有個人データに当たる個人情報に対する義務は、その個人情報を取得した時点から発生する。従って、本記述は誤っている。

以上により、問題文Aは正しいが、Bは誤っている。従って、正解は肢イとなる。

問題18. エ 利用目的の特定（法15条）

- ア正しい。個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的をできる限り具体的に特定する必要があるが、その特定の具体的な記載方法について、経済産業分野のガイドラインにおいて、「マーケティング活動に用いるため」とするだけでは、具体的な特定とはいえないとされている。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。個人情報を第三者に提供することも、合法的な個人情報の利用であり、あらかじめこれを想定している場合は、利用目的において、その旨を特定し、本人に通知又は公表しなければならないとされる。従って、本記述は正しい。
- ウ正しい。法15条2項は、「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない」と規定しており、さらに法16条1項で、変更には事前に本人の同意が必要とされている。従って、本記述は正しい。

工誤り。法15条2項で規定されている範囲内で利用目的を変更した場合について、法18条3項により、利用目的を変更したときは、本人に通知又は公表しなければならないとされている。従って、本記述は誤っている。

問題19. イ **利用目的による制限（法16条）**

ア正しい。法16条1項の規定に基づく同意を得るためにメールの送付や電話をかけること等で個人情報を利用することは、当初の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。従って、本記述は正しい。

イ誤り。法16条3項各号は、個人情報取扱事業者が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合に、例外的に、あらかじめ本人の同意を得なくてもよい場合を定めている。このうち1号は、法令に基づく場合を挙げている。児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に基づく児童虐待に係る通告はこれに当たる。従って、本記述は誤っている。

ウ正しい。法16条2項は、個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならないと定められているが、利用目的の達成に必要な範囲内であれば、取り扱うことは可能である。従って、本記述は正しい。

エ正しい。法16条3項各号は、個人情報取扱事業者が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合に、例外的に本人の同意を必要としない場合を挙げている。このうち1号は法令に基づく場合を挙げている。従って、本記述は正しい。

問題20. ア **適正な取得（法17条）**

個人情報保護法17条は、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないと定められており、利用目的を偽って個人情報を取得したり、親の同意なく、十分な判断能力を有していない子どもからの家族の個人情報を取得する場合も不正の手段により個人情報を取得しているとされる。また、経済産業分野のガイドラインでは、個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例として、法第23条に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合が挙げられている。

以上により、問題文A、Bともに正しい。従って、正解は肢アとなる。

問題21. エ **取得に際する利用目的の通知・公表等（法18条）**

ア正しい。法18条1項は、個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならないと定めている。従って、本記述は正しい。

イ正しい。法18条4項各号は、個人情報取扱事業者が個人情報の取得に際して、例外的に利用目的を本人に通知し、又は公表しなくてもよい場合を定めている。このうち2号は、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合を挙げている。そして、通知又は公表される利用目的の内容により、当該個人情報取扱事業者の行う新商品の開発内容にかかわるようなものが明らかになる場合はこれに当たる。従って、本記述は正しい。

ウ正しい。法18条2項は、個人情報取扱事業者は、同条1項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この義務規定は適用されない。従って、本記述は正しい。

エ誤り。法18条4項各号は、個人情報取扱事業者が個人情報の取得に際して、例外的に、利用目的を本人に通知し、又は公表しなくてもよい場合を定めている。この各号においては、通知又は公表される利用目的の内容により、当該個人情報によって識別される本人との間で信頼関係を損なうおそれがあるときについては挙げられていない。このため、個人情報取扱事業者の通知・公表に関する義務規定が適用される。従って、本記述は誤っている。

問題22 . イ 正確性の確保（法19条）

- ア正しい。法19条は、「利用目的の達成に必要な範囲内」における正確性保持の努力を求めている。従って、本記述は正しい。
- イ誤り。法19条の正確性保持義務は、個人データを対象としており、個人情報データベース等を構成する個人情報ではない個人情報は義務対象とはしていない。従って、本記述は誤っている。
- ウ正しい。法19条の正確性保持の対象となるのは、客観的に事実と認められるものに限られ、業務評価などについては含まないとされる。従って、本記述は正しい。
- エ正しい。個人情報取扱事業者は、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。従って、本記述は正しい。

問題23 . ウ 安全管理措置

- ア正しい。個人情報取扱事業者が安全管理措置を講じる際、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとしてとされている。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。個人情報取扱事業者が具体的にどのような安全管理措置を講じるべきかについては、取り扱われる個人情報の内容や取扱いの態様等がさまざまであるため、個人情報保護法においては詳細な記載はない。主務官庁や事業者団体等が策定するガイドラインによりそれらが提示されている。従って、本記述は正しい。
- ウ誤り。法20条の安全管理措置に関する義務は努力義務ではない。個人情報取扱事業者は、必要とされる適正な安全管理措置をとらなければならない。従って、本記述は誤っている。
- エ正しい。個人情報保護法が個人の権利保護をも目的とし、基本理念において個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであるとされていることから、個人情報についても可能な限り安全に配慮すべきといえる。従って、本記述は正しい。

問題24 . エ 安全管理措置

- ア正しい。安全管理措置として個人データを取り扱う情報システムの監視が求められているが、その実践として、個人データを取り扱う情報システムの使用状況の定期的な監視や個人データへのアクセス状況の監視が挙げられる。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。個人データの安全管理措置を講じるために、組織体制を整備する際には、従業員の役割やその責任を内部規約や契約書等で具体的に定めておくことが望ましいとされる。従って、本記述は正しい。
- ウ正しい。安全管理措置の一環として、個人データを郵送等で移送する際は、本記述のように媒体に保管されている個人データを暗号化しておく等、紛失、盗難が生じたときのための対策を講じることが望ましい。従って、本記述は正しい。
- エ誤り。個人データの安全管理措置を講じるために、組織体制を整備する際には、いわゆる、チーフ・プライバシー・オフィサー（CPO）等の個人情報保護管理者を設置しておくことが望ましいとされる。ただし、個人情報保護管理者と個人情報保護監査責任者は兼任できない。その他、本記述のように、全権を集中させることは好ましくない。従って、本記述は誤っている。

問題25 . イ 安全管理措置

経済産業分野のガイドラインでは、技術的安全管理措置として、「個人データへのアクセス制御」を実践することが望まれる手法の例として、以下が挙げられている。

- ・個人データへのアクセス権限を付与すべき者の最小化
- ・識別に基づいたアクセス制御の実施
- ・アクセス権限を有する者に付与する権限の最小化
- ・個人データを格納した情報システムへの同時利用者数の制限
- ・個人データを格納した情報システムの利用時間の制限

- ・個人データを格納した情報システムへの無権限アクセスからの保護
- ・個人データにアクセス可能なアプリケーションの無権限利用の防止
- ・個人データを取り扱う情報システムに導入したアクセス制御機能の有効性の検証

肢ア、ウ、エは、記述のとおりだが、肢イについて、アクセス権限を有する者に付与する権限は最小化することが望まれるため誤りである。従って、正解は肢イとなる。

問題26 . エ 安全管理措置

- ア正しい。安全管理措置のうち、組織的安全管理措置として講じられなければならない事項として、個人情報保護関連の規程類の整備や、行動規程、ガイドラインなどを策定し、全従業員に徹底することが挙げられる。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。安全管理措置のうち、人的安全管理措置として講じられなければならない事項として、従業員に対する教育・訓練等とともに、雇用契約時の非開示契約の締結などが挙げられる。従って、本記述は正しい。
- ウ正しい。安全管理措置のうち、物理的安全管理措置として講じられなければならない事項として、「入退館（室）の管理の実施」が挙げられる。従って、本記述は正しい。
- エ誤り。安全管理措置のうち、技術的安全管理措置として講じられなければならない事項として、私物パソコンの持ち込みを禁止することは好ましいが、USBメモリなどの可搬型記憶媒体の貸与や利用は必要最低限にとどめるべきである。従って、本記述は誤っている。

問題27 . ウ 従業員の監督

- ア誤り。従業員に対し、モニタリングを行う場合は、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。また、その実施を決めたときは、従業員に通知することが望ましい。従って、本記述は誤っている。
- イ誤り。従業員に対する監督を行う場合、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるべきであるとされている。従って、本記述は誤っている。
- ウ正しい。法21条により監督の対象となる「従業員」とは個人情報取扱事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係のある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）は雇用契約の内容及び契約期間等を問わずこれに含まれる。従って、本記述は正しい。
- エ誤り。従業員に対する監督として従業員への教育・研修が挙げられる。しかし、これは一度行えば足りるというのではなく、反復・継続して行うことが必要である。従って、本記述は誤っている。

問題28 . エ 委託先の監督

経済産業分野のガイドラインでは、委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合として以下が挙げられている。

- ・個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず外部の事業者へ委託した場合で、委託先が個人データを漏えいした場合
- ・個人データの取扱いに関して定めた安全管理措置の内容を委託先に指示せず、結果、委託先が個人データを漏えいした場合
- ・再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データの取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データの処理を再委託し、結果、再委託先が個人データを漏えいした場合
- ・契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わなかった結果、委託元の認知しない再委託が行われ、その再委託先が個人データを漏えいした場合

事例 A、B、C とともにこれらに該当する。従って、正解は肢エとなる。

問題29. ア 個人データの第三者提供（法23条）

- ア誤り。法23条4項2号。法は、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合、提供を受ける者は法のいう「第三者」に当たらないとしている。このため、提供に当たりあらかじめ本人の同意を得る必要はない。従って、本記述は誤っている。
- イ正しい。親子会社間は法のいう「第三者」に当たるとされている。このため、提供に当たりあらかじめ本人の同意を要する。従って、本記述は正しい。
- ウ正しい。法23条1項各号は、あらかじめ本人の同意を得ない個人データの第三者提供が、例外的に認められる事由について規定する。そして、そのうち、3号は「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を挙げている。そして、本記述の場合には、これに該当するので、提供に当たりあらかじめ本人の同意を得る必要はない。従って、本記述は正しい。
- エ正しい。法23条1項。グループ会社同士は、法23条の「第三者」に原則として該当する。このため、グループ会社間での個人データの交換に当たっては、あらかじめ本人の同意を得ることが必要である。従って、本記述は正しい。

問題30. イ 個人データの第三者提供（法23条）

個人情報保護法は、法23条2項で、個人情報取扱事業者は、第三者提供におけるオプトアウトを行っている場合には、本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができるとしている。「第三者提供におけるオプトアウト」とは、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ、法23条2項各号に挙げられた事項について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいう。本問はこの第三者提供におけるオプトアウトについての理解を問うものである。

法23条2項各号は、第三者提供におけるオプトアウトに当たり、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くべき事項を定めている。このうち2号は、「第三者に提供される個人データの項目」を、3号は「第三者への提供の手段又は方法」を挙げている。

そして、4号では、「本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること」とされている。

以上により、aには「個人データの項目」、bには「手段又は方法」、cには「停止」が入る。従って、正解は肢イとなる。

問題31. ウ 個人データの第三者提供（法23条）

個人情報保護法は、法23条で、個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供するときは原則としてあらかじめ本人の同意を得なければならないとし、その例外についても定めている。本問はこの個人データの第三者への提供についての理解を問うものである。

「提供」とは、個人データを利用可能な状態に置くことをいう。個人データが物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を通じて第三者が個人データを利用できる状態においてあれば（そして第三者に利用する権限が与えられていれば）「提供」に当たる。

また、弁護士が、個人情報取扱事業者の代理人として個人情報取扱事業者が管理する個人データを利用する場合は、第三者提供に当たらないとされている。よって、この場合はあらかじめ本人の同意を得る必要はない。

以上により、問題文Aは誤っているが、Bは正しい。従って、正解は肢ウとなる。

問題32. イ 保有個人データの開示（法25条）

- ア正しい。法25条1項各号は、個人情報取扱事業者が例外的に保有個人データの開示を行わなくてよい場合を定めている。このうち2号は、開示することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を挙げている。従って、本記述は正しい。
- イ誤り。法25条1項は、個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められ

たときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならないと定めている。このため、求めを行った本人の識別される保有個人データが存在しないことが判明した場合には遅滞なくその旨を知らせなければならない。従って、本記述は誤っている。

ウ正しい。法25条1項1号は、個人情報取扱事業者が例外的に保有個人データの開示を行わなくてよい場合として、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合を挙げている。従って、本記述は正しい。

エ正しい。保有個人データの開示について定めた法25条1項では、一定の事由が存在する場合「その全部又は一部を開示しないことができる」と定めている。このことから、非開示事由に該当しない保有個人データについては開示をしなければならないとされる。従って、本記述は正しい。

問題33 . エ 保有個人データの訂正（法26条）

ア正しい。個人情報取扱事業者が、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由で訂正を求められた場合、利用目的から見て訂正が必要でないときは訂正を行わなくてよいとされている。従って、本記述は正しい。

イ正しい。法26条2項。法26条2項は、個人情報取扱事業者が、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由で訂正を求められた場合、訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならないと定めている。従って、本記述は正しい。

ウ正しい。法26条の訂正等の対象は事実であり、主観的な評価に関する情報は含まれない。このため、評価に関する情報につき訂正を求められた場合、これに応じる必要はない。本記述は正しい。

エ誤り。法26条1項。法26条1項は、個人情報取扱事業者が、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由で訂正を求められた場合にのみ、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて訂正を行う義務を負う。内容が事実であるが本人希望により訂正を求められた場合は、顧客満足サービスの観点から対応することが望ましいが、それらは個人情報保護法上の義務ではない。従って、本記述は誤っている。

問題34 . イ 保有個人データの訂正・利用停止（法26～27条）

ア正しい。法27条は、本人が個人情報取扱事業者に自己が識別される保有個人データの利用停止等を求めることができる場合について定めている。目的外利用（法16条違反）はそれにあたる。従って、本記述は正しい。

イ誤り。法27条において、保有個人データの利用停止等を求めることができる場合として、目的外利用（法16条違反）、不適正な取得（法17条違反）、違法な第三者提供（法23条違反）を示している。このため委託先の監督義務（法22条）違反を理由に利用停止を求めることはできない。従って、本記述は誤っている。

ウ正しい。法27条は、本人が個人情報取扱事業者に自己が識別される保有個人データの利用停止と同様に消去を求めることができる。違法な第三者提供（法23条違反）はそれにあたる。従って、本記述は正しい。

エ正しい。法27条によると、本人は、個人情報取扱事業者に対し、自己が識別される保有個人データが法令に違反して第三者に提供されていることを理由に、保有個人データの提供停止を求めることができる。従って、本記述は正しい。

問題35 . エ 保有個人データの利用停止（法27条）

ア誤り。法29条1項後段。法は、29条1項後段で、個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合、本人等は当該方法に従って求めをしなければならないと定めている。従って、本記述は誤っている。

イ誤り。法27条1項によれば、保有個人データの利用停止を求めることが認められるのは、同意のない目的外利用（法16条違反）又は不正な取得（法17条違反）という理由による場合のみである。このため、本人は、当該本人が識別される保有個人データが正確かつ最新の内容に保たれていないことを理由として、個人情報取扱事業者に対してその利用停止を求めることはできない。従って、本記述は誤っている。

- ウ誤り。法27条。法が保有個人データの利用停止等を求められる場合として挙げているのは、目的外利用（法16条違反）、不適正な取得（法17条違反）及び違法な第三者提供（法23条違反）の場合のみであり、安全管理義務（法20条）違反はこれに含まれない。従って、本記述は誤っている。
- エ正しい。法27条1項によれば、個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データにつき不適正な取得（法17条違反）が行われたという理由でその消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、その消去に応じなければならないとされている。従って、本記述は正しい。

問題36. ウ **保有個人データに関する手続き（法24～30条）**

- ア正しい。法29条3項は、「開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる」と定めている。また、詳細については法29条3項を受けた個人情報の保護に関する法律施行令第8条が定めている。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。法29条2項は、個人情報取扱事業者が、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めると定めている。従って、本記述は正しい。
- ウ誤り。個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示を求められたときは、法30条1項の規定に基づき、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。この場合、対象情報の探索、内容の確認や本人への通知等に際しての費用を勘案し、結果として不開示として実施される場合であっても手数料を徴収することができる。従って、本記述は誤っている。
- エ正しい。法28条は、個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならないと定めている。従って、本記述は正しい。

問題37. ア **苦情の処理（法31条）**

個人情報取扱事業者は、法31条で苦情に対する努力義務を規定している。苦情処理のための体制整備にあたって、日本工業規格JIS Q 10002「品質マネジメント - 顧客満足 - 組織における苦情対応のための指針」等を参考にすることができる。また法31条2項で、個人情報取扱事業者は、苦情の適切かつ迅速な処理のため必要な体制整備に努めなければならないと定めている。

以上により、問題文A、Bともに正しい。従って、正解は肢アとなる。

問題38. エ **認定個人情報保護団体（法37条～49条）**

- ア正しい。認定個人情報保護団体は、各分野ごとに主務大臣が認定する。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。個人情報保護法37条から49条に認定個人情報保護団体についての定めがある。認定個人情報保護団体とは、苦情等に対して、民間による自主的な解決を尊重するために、個人情報を取り扱う事業者と本人の間に立って問題解決にあたる団体のことである。従って、本記述は正しい。
- ウ正しい。認定個人情報保護団体には、産業界の実情を把握している第三者機能的なものが期待されている。2009年3月現在、37団体が認定されている。従って、本記述は誤っている。
- エ誤り。認定個人情報保護団体は、業界の実情を踏まえた、より具体的なガイドラインを設けたり、傘下の各事業者へのQ&Aによる適切な情報提供を行う機能が要求されている。従って、本記述は誤っている。

問題39. ウ **適用除外（法50条）**

個人情報保護法は、50条で、個人情報取扱事業者の義務規定を適用しない場合について定めている。

法は、個人情報取扱事業者の義務規定の適用を除外する場合を定めた法50条1項1号において、放送機関、新聞社、通信社や報道を業として行う個人を含むその他の報道機関が報道の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合を挙げている。その目的以外だと適用除外とならない。また、法は、個人情報取扱事業者の義務規定を適用しない場合を定めた50条1項のうち、1号で、報道を業として行う個人を含む報道機関が、報道の用に

供する目的で個人情報を取り扱う場合を挙げている。この場合において、報道機関とは法人であるかどうかは問わない。従って、肢ウの記述が正しい。

問題40．ア 罰則規定（法56～59条）

A 正しい。主務大臣は、個人情報取扱事業者の義務規定の範囲で、個人情報取扱事業者から個人情報の取扱いに関し、報告の徴収や必要な助言を行う。これは違反行為があった場合だけでなく、違反行為の疑いがある場合や努力義務規定に対しても対象となる。

B 正しい。法56条及び57条は罰則を設けているが、56条の「第34条第2項又は第3項の規定による命令に違反した」場合についてとともに、57条において「第32条又は第46条の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした」場合についても罰金刑の処罰対象としている。

以上により、問題文AおよびBともに正しい。従って、正解は肢アとなる。

問題41．イ さまざまな関連法令

A 正しい。不正競争防止法は、営業活動における営業情報や開発情報などの「機密」と企業ブランドなどの「信用」を保護対象としており、機密情報については、不正取得する行為、不正利用する行為、競合他社などに不正開示する行為などを禁止している。

B 誤り。不正競争防止法は、営業秘密を侵害した場合の刑事的措置が規定されているとともに、営業上の利益を侵害されたり、そのおそれがある場合は、民事的措置として、その侵害の停止や予防の請求、さらに損害賠償の請求をすることができるとされている。

以上により、問題文Aは正しいが、Bは誤っている。従って、正解は肢イとなる。

問題42．ウ さまざまな関連法令

不正競争防止法において、不正な手段によって取得した営業秘密を使用したり第三者に開示したりすることは、不正競争にあたる行為とされている。営業秘密とは、秘密に管理されていて（秘密管理性）、有用な営業上または技術上の情報であり（有用性）、公然と知られていないこと（非公知性）と定義されている。

以上により、適切な組合せは肢ウとなる。

問題43．イ さまざまな関連法令

A 正しい。特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）では、単なる時候の挨拶で、広告や宣伝の内容を含まず、広告や宣伝のWebサイトへの誘導もしない電子メールは、特定電子メールに該当しない。従って、本記述は正しい。

B 誤り。特定電子メール法は、2008年に改正され、以前はメールの件名に「未承諾広告」と表示し、一定の条件を満たせば、同意を得ていない相手にメール送信してもよいとされた内容が削除され、それらは禁止となった。従って、本記述は誤っている。

C 正しい。特定電子メール法に違反した法人は、罰金を科せられることがあるが、2008年の改正により法人に対する罰金額が100万円以下から3,000万円以下に引き上げられ罰則が強化された。従って、本記述は正しい。

D 正しい。特定電子メール法は、2008年の改正で、海外から送信され、日本で着信する広告宣伝メールは対象となっており、迷惑メール対策を行う外国の執行当局に対し、迷惑メール送信者に関する情報などを提供することが可能となった。従って、本記述は正しい。

問題44．ア ガイドライン

A 誤り。個人情報保護に関するガイドラインには、所管分野ごとに個人情報保護法の規定の具体例等を示すが、所管省庁によっては複数分野があることもあり、さらに一つの分野に複数のガイドラインがあったり、複数の省庁で策定されているものもある。2009年9月現在、24分野において37ガイドラインが策定されている。従って、本記述は誤っている。

- イ正しい。文部科学省は個人情報保護に関するガイドラインとして「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」を策定している。従って、本記述は正しい。
- ウ正しい。個人情報保護に関するガイドラインには、所管分野ごとに個人情報保護法の規定の具体例を示すほか、事業者に対し法の規定より踏み込んだ義務を課すものもある。例えば、利用目的の「通知」の方法について、個人情報保護法上は電子メールやファクシミリのほか、口頭（電話等）によることも認められ、書面による方法に限られないのに対し、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインでは、個人情報取扱事業者は、原則として書面で通知することとされている。従って、本記述は正しい。
- エ正しい。個人情報保護について各省庁が作成したガイドラインは、事業者が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援する具体的な指針として定めるものであり、「しなければならない」と記載されている内容に対しては、これに従わなかった場合は、法の規定違反として判断され得る。従って、本記述は正しい。

問題45. イ ガイドライン

- ア正しい。2009年10月9日に改正された「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」では、法17条に対し、個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例として、不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得することは適正でない取得に該当することが明示された。従って、本記述は正しい。
- イ誤り。当ガイドラインでは、法20条に対し、組織的安全管理措置として講じなければならない事項を実践するために講じることが望まれる手法として、その詳細が例示されているが、その中で、宛名及び送信者名以外に個人情報が含まれていないファクシミリやメールの誤送信については、認定個人情報保護団体又は主務大臣への報告を月に一回ごとにまとめて実施することができるとされている。従って、本記述は誤っている。
- ウ正しい。個人情報保護法では、保有個人データに対する利用停止の義務は、同意のない目的外利用や不正な取得であるという理由によるものに限られているが、当ガイドラインでは、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止に応じる等、本人からの求めに一層対応していくことが望ましいとされている。従って、本記述は正しい。
- エ正しい。法22条に対して、当ガイドラインでは、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業内容の特性、規模及び実態に応じ、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることが望ましいとされている。従って、本記述は正しい。

問題46. ウ ガイドライン

- ア正しい。住所だけでは、特定の個人が識別できないので、基本的には個人情報とならない。ただし、その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情報となることはあるため、ケースバイケースでの判断が必要である。従って、本記述は正しい。
- イ正しい。電話の通話内容は、その音声が特定の個人を識別することが可能な場合は、個人情報に該当する。従って、本記述は正しい。
- ウ誤り。企業内の従業員の情報は、個人情報にあたるが、その企業内での利用については、第三者提供にはあたらない。従って、本記述は誤っている。
- エ正しい。個人情報取扱事業者の義務における「利用」とは、特に定義はないが、個人情報を保管しているだけでも、「利用」に該当する。従って、本記述は正しい。

問題47. ア JIS Q 15001

本問は、JIS Q 15001といった個人情報の管理体制、取扱方法の整備等のいわゆる情報のコンプライアンス体制が整備されているかを示す指標となる制度についての理解を問うものである。

A = JIS Q 15001は、個人情報を事業の用に供しているあらゆる種類、規模の事業者に適用できる個人情報保護マネジメントシステムに関する要求事項について規定した、日本工業規格である。

B = JIS Q 15001は、1999年に制定された個人情報保護に関する日本工業規格であり、プライバシーマーク付与の認証基準であるが、個人情報保護法の制定を受けて2006年5月に改正された。その内容は個人情報保護法及び関連ガイドラインに対応したものとなっている。

以上により問題文A及びBはいずれも正しい。従って、正解は肢アとなる。

問題48. ア 企業に求められる対応

A 正しい。個人情報保護方針に記載する事項は、JIS Q 15001では明示されており、経済産業分野のガイドラインでは、同様の内容が記載されている。

B 正しい。個人情報保護方針では、個人情報を目的外に利用しないことや、苦情処理に適切に取り組むことなどを宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知、公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ対外的にわかりやすく説明することが重要である。

以上により、問題文A、Bともに正しい。従って、正解は肢アとなる。

問題49. イ 企業に求められる対応

A 正しい。厚生労働省が策定している「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」では従業員だけではなく、内定者や入社希望者、さらに退職者についても対象としている。

B 誤り。「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」において、従業員の健康管理については特にその取扱いに注意するよう求められている。健康診断や人間ドック等の結果は機微な情報として厳重に管理すべき個人情報である。

以上により、問題文Aは正しいが、Bは誤っている。従って、正解は肢イとなる。

問題50. イ 企業に求められる対応

ア 正しい。JIS Q 15001では、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言である「個人情報保護方針」を策定し、Webサイトへの掲載やオフィスの見やすい場所への掲示等により公表することが望ましいとされており、それらを文書化し、従業員に周知させることが求められている。従って、本記述は正しい。

イ 誤り。JIS Q 15001では、本人から求められる開示、訂正、削除、利用停止、消去等の求めのすべてに応じることができる権限を有するものを「開示対象個人情報」と呼ぶが、その保有予定期間については、特に規定はない。従って、本記述は誤っている。

ウ 正しい。JIS Q 15001では、個人情報を本人から直接書面で取得する場合、利用目的とともに、特定事項を明示し、本人の同意を得なければならないとされている。従って、本記述は正しい。

エ 正しい。JIS Q 15001では、思想、信条または宗教に関する事項や、人種、民族、本籍地など社会的差別の原因となる事項など、特定の機微な個人情報について、それらの内容を含む個人情報の取得、利用又は提供を原則として行ってはならないことが示されている。従って、本記述は正しい。